

自己点検・評価委員会規程（短大）

（設置）

第1条 九州産業大学造形短期大学部（以下「短大」という。）の自己点検・評価を推進するため、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（構成）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 図書館長
- (3) 学科主任
- (4) 学生委員長及び教務委員長
- (5) 事務部長
- (6) 学長から指名された教職員若干名

（委員長及び副委員長）

第3条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学長をもって充て、副委員長は、委員長が委員の中から指名するものとする。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（委員会）

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員長が必要と認めたとき、又は委員の過半数の要請があったときに開催する。
- 3 委員会は、委員の3分の2以上の出席によって成立する。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長が決定する。

（審議事項）

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 自己点検・評価項目及び実施体制等具体的な実施に関すること。
- (2) 自己点検・評価に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認めること。

第6条 削除

第7条 削除

第8条 削除

（委員会の事務）

第9条 委員会の事務は、大学評価室が行う。

- 2 専門委員会の事務は、専門委員会委員長が指名した者が行う。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、学長が教授会の意見を聴取した上で行う。

附 則

この規程は、平成4年6月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。